

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 5	学生生活への支援
	学生の心身の健康の保持／ハラスメントへの対応／ 学生への経済的支援／身体障がい者等への配慮／進 路についての相談体制

〔参考：2014 年度の現状（概要）〕

学生の心身の健康保持については、大学として保健管理センターを設置し、学生部とも連携しつつ、心身両面での相談・支援体制を整えている。ハラスメント対策については、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備しており、日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。経済的支援については、法科大学院学費援助奨学金、法科大学院学業奨学金、法科大学院下宿者学業支援奨学金等の制度を整備している。

身体障がい者等の受け入れ体制については、大学として、全学的な指針である「修学支援の方針」及び「障がいのある学生への支援について」に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制を整えている。

〔点検・評価項目について〕 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- ☐ 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- ☐ 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	—	—
5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	I ○	—	—
5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	—	—
5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。	II ○	—	—
5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制及び修了生の進路等を把握する体制が適切に整備されているか。	I ○	A	A
5-7 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。（※4-16 から移動）	I ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

5-5 学生の進路選択にかかわる相談対応及び支援については、キャリア委員会が担っている。キャリア委員会では、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っているほか、2015年度からは業務委託によるキャリアカウンセリングを実施している。その詳細については以下のとおりである。

(1) キャリアカウンセリングの取り組み 2015年度から、人材サービス企業に業務委託の上、業務委託会社内及び本学にて、キャリア支援サービスの提供を開始した。支援サービス内容は、法科大学院修了生に特化したキャリアカウンセリングであり、今後の進路についての相談や就職活動を始めるにあたって、自己分析、応募書類作成、面接対策等の指導を、個別面談形式で行っている。 2015年度のキャリアカウンセリングの実績は36日実施し、利用者数は延べ45人であり、キャリアカウンセリング利用者からは、3人が就職済みである。
(2) 法科大学院生就職支援サイト「ジュリナビ」との連携による取り組み 「ジュリナビ」とは、全国の法科大学院が共同し、文部科学省の助成を受けて開発した就職支援サイトである。本学法科大学院では、学生・修了生にこのサイトの利用を勧めるとともに、ジュリナビを運営する株式会社ジュリスティックスの代表者を招聘してのセミナーについても開催している。2015年度のセミナーは2部構成とし、第1部では、ジュリスティックス代表及び本法科大学院キャリアアドバイザーによる講演を、第2部ではOBによる就活体験報告を企画した。 また、法科大学院教務課では、上述の取り組み以外にも、ジュリナビから提供を受けた就職関連情報のメール配信等も行っている。
(3) キャリアセンターとの連携による取り組み 法科大学院教務課とキャリアセンターとの間で日常的な情報交換を行い、法科大学院学生・修了生が応募可能な求人情報等の共有に取り組んでいる。得られた情報については、法科大学院教務課から学生・修了生にメール配信等を行い、周知している。 修了生の進路状況については、主に、「修了生進路状況調査」の実施等により、把握している。この調査の結果に研究生の在籍状況（司法試験受験準備のための在籍）等を加味した直近5年間の修了生の進路状況は、次のとおりである。2011年度以降の修了生106人の中では、司法試験受験準備中（53人・50.0%）が最も多く、次いで、進路先不明（28人・26.4%）、法曹資格を有さない就職者（13人・12.3%）、法曹有資格者（12人・11.3%）の順となっている。 2015年度の改善点としては、同年度から開始したキャリア支援サービス（キャリアカウンセリング）の利用者で、就職が決まった修了生には、その時点で進路状況調査への協力を依頼することとし、翌年2月に実施する修了生進路状況調査では、その時点でも進路先不明の修了生のみを対象にするように改めた。 その結果、進路不明者の割合は、前年度の34.5%から26.4%に減少した。 また、進路状況については、その一覧表及び司法試験の受験・合格状況に係る一覧表をweb上に公表している。司法試験合格者の実務での活躍状況についてもwebサイトで紹介している。
5-7 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等について、2015年度の退学者は0人、休学者は1人であった。休学理由については、原級留置により当該年次の配当科目を履修し終えたことによるものであり、学生生活主任による面談により休学理由、復学の見込み等を把握したうえで、所定の手続を行ったものである。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
5-5	① 「法科大学院修了生向けキャリア支援サービスのご案内」 2015 年 5 月 18 日付け掲示
	② 「法科大学院学生・修了生向け就活入門セミナーのご案内」 2015 年 6 月 4 日付け掲示
	③ 「2015 年度修了生を対象とする進路状況調査の実施について」 2016 年 2 月 3 日教授会承認
	④ 「2011-2015 年度修了生進路状況一覧」 2015 年度末時点
	⑤ 「司法試験受験・合格状況、修了生の進路状況」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/pass/index.html 〉 最終アクセス : 2016/04/20
	⑥ 「新司法試験合格者が語る (第 66 期司法修習生 岡村 政和 さん)」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message02_2014.html 〉 最終アクセス : 2016/04/20
	⑦ 「新司法試験合格者が語る (第 66 期司法修習生 仲 晃生 さん)」 〈 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message01_2014.html 〉 最終アクセス : 2016/04/20

II. 評価結果

総評
基準5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制については、学内のキャリア委員会が担っており、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っている。具体的には、法科大学院生就職支援サイト「ジュリナビ」との連携や外部講師やOBによる就活入門セミナーを開催している。 また、法科大学院修了生に特化したキャリアカウンセリングとして、2015年度より業務委託会社と提携し、キャリア支援サービスの提供を新たに開始した。年間36日実施したところ、述べ45人が利用者し、その内3人が就職を決定した。支援したことが成果に結びついていることは大いに評価できる。今後も、継続して支援いただきたい。 修了生の進路等の把握については、主に「修了生進路状況調査」の実施等によって把握されている。2015 年度にその仕組みを改善されたことにより、進路不明者の割合が、前年度の 34.5%から 26.4%に減少した。これらの改善方策が、成果に結びついていることは評価できる。 基準 5-7 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等については、適切に行われている。
伸長すべき点 (長所) 《箇条書き》
修了生に対する支援サービスを開始したことにより、成果に結びついていることは大いに評価できる。今後も、継続して支援いただきたい。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要